

一般競争入札説明書

「自動車(パトロール車)賃貸借契約(メンテナンスリース)」の一般競争入札については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

沖縄県南部土木事務所長

1. 公告日 令和3年3月10日(水)

2. 入札に付する事項

- (1) 件名 自動車(パトロール車)の賃貸借契約(メンテナンスリース)
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) リース期間 令和3年8月1日～令和9年7月31日

3. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者で、競争入札参加資格名簿に登録されている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件契約に関する入札公告のあった日から入札の日までの間に沖縄県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (6) 車両の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (7) 主たる業務(自動車メンテナンス付リース)を再委託しない者であること。

4. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年3月25日(木) 午後4時
- (2) 入札場所 沖縄県南部合同庁舎7階(南部土木事務所 会議室)

5. 入札保証金

- (1) 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県財務規則第12号)第100条の規定により、見積もる金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

6. 入札

入札者は、入札書（別添様式第3号）及び必要に応じて委任状（別添様式第4号）を書面により直接持参して提出すること。

- (1) 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
- (2) 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (3) 入札書を提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封し、表封筒に氏名（法人の場合はその名称）及び「自動車賃貸借契約（メンテナンスリース）」を記入すること。
- (4) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。
なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は、無効とする。
- (5) 入札者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。
- (7) 入札者は、別添仕様書に基づき、見積もるものとする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

7. 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者がない場合には直ちに再度入札を行う。
- (2) 入札は2回までとする。
- (3) 落札者がない場合、最低価格の入札者と随意契約交渉を行うものとする。

8. 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とし、この金額を落札額とする。落札金額について1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、予定価格の範囲内で入札を行った次順位の者を落札者とする事ができる。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

10. 契約締結の時期

落札者決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

11. 契約保証金

(1) 本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号にのいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12. 入札・仕様書に関する質問

〒900-0029

沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎（8階）庶務班

電話 098-866-1129 FAX 098-866-6906

入札に関する質問は、質問書（別添様式第2号）にて下記受付期間内に送付（FAX可）すること。

受付期間（令和3年3月10日から令和3年3月18日まで）

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となります。

また、入札書の提示までに、入札保証金免除に該当することを確認できる書類または入札保証金が納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後、還付します。

3 入札保証金の免除

次に該当する場合は、入札保証金の全部または一部が免除されます。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出した場合。(提出書類：保険証書)

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、証明する書類を提出する場合。(様式5号に契約書の写しを添付)

免除を受ける者は、令和3年3月18日(木)までに上記内容を証明する書類を提出すること。

4 現金で納付する場合

県が納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付手続きは次のとおりです。

(1) 納付方法

ア 債務者登録申請書(別添様式第6号)及び入札保証金納付書発行依頼書(別添様式7号)に必要事項を記入し、令和3年3月24日(水)午前中までに沖縄県南部土木事務所へ提出する。

イ 上記依頼書に基づいて納付書を発行するので指定金融機関において納付する。

ウ 入札執行前に入札保証金の納付状況を確認するので、入札時に領収書(原本)を持参すること。

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合(沖縄県内)、指定されたみずほ銀行

(3) 還付方法

入札終了後、還付請求書を提出いただき指定口座へ振り込み還付します。なお、落札者については、契約保証金への充当も可能であるため別途調整します。